

江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会運営要領

平成 31 年 3 月 27 日

江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会決定

令和元年 6 月 3 日

江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会改正

この要領は、江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会設置要綱に基づき、江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

記

第 1 委員会の議題

委員会においては、江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画（以下「構想・計画」という。）策定に必要な事項について検討及び協議を行う。

第 2 委員会の招集

委員会は、委員長が招集する。

第 3 委員会の構成員等

- 1 委員会は、学識経験者、町会・自治会分野を代表する者、産業分野を代表する者、公募区民、区議会議員、区職員により構成する。
- 2 委員会には、区長部局の関係職員を出席させることができる。

第 4 意見聴取

委員会は、要領第 1 の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者から当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

第 5 委員会の公開

委員会は、公開とする。ただし、次に掲げる場合であつて、委員会において非公開とすべきと決定した場合は、非公開とする。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認めるとき。
- (2) 委員会の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるとき。

第 6 委員会の傍聴

- 1 委員会は、傍聴を認める。ただし、委員会を非公開としたときは、傍聴を認めない。
- 2 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、定められた募集期間内に、傍聴申込書を事務局に申請しなければならない。

- 3 傍聴人は委員会中、配付された傍聴証を常に携帯し、傍聴を終えたときは、これを返還するものとする。
- 4 傍聴人は20名程度とし、申込者が多数の場合は、抽選とする。
- 5 次に掲げる者は、会議場に入ることができないものとする。
 - (1) 傘、棒、凶器その他に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者
 - (4) 前3号のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 6 傍聴人が次に掲げる事項を行ったときは、これを制止し、傍聴人が指示に従わないときは、退場を命じるものとする。
 - (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明すること。
 - (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
 - (3) 鉢巻、たすき、腕章等を着用する等示威的行為をすること。
 - (4) 飲食又は喫煙をすること。
 - (5) みだりに席を離れ、又は談話をすること。
 - (6) 前各号のほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。
- 7 傍聴人は、会議場において、写真、ビデオ、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、委員会の許可を得た者は除く。

第7 規律

会議場にある者は、静粛を守り、発言や私語その他、委員会の妨害となる言動を慎むものとする。

第8 議事録

- 1 委員会の終了後、遅滞なく、委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表する。
- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開会及び閉会に関する事項
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 出席した関係職員の氏名
 - (4) 検討及び協議を行った事項
 - (5) 前各号のほか、委員会において必要と認めた事項
- 3 委員会を非公開としたときは、非公開の趣旨に反しない範囲で概要を作成し、公表する。

第9 事務局

委員会の事務局は、経営企画部新庁舎建設推進担当課、同部企画課及び都市開発部都市計画課にて行う。

第10 補足

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮り定めるものとする。